

平成十七年八月中福岡県公報目録

定期
第二四一九号から
第二四三二号①まで

番号

件

名

日付

公報番号

フィルム
コマ番号

規則

五八	○福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一	二四一九①
五九	○福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六〇	○福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六一	○福岡県国際文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六二	○福岡県立産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六三	○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六四	○福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六五	○福岡県立森林公園条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六六	○福岡県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六七	○福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六八	○福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六九	○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
七〇	○福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
七一	○福岡県身体障害者授産指導所規則及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則	五	二四二一①
七二	○福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則	一七	二四二六①
七三	○福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	二四	二四二九①
七四	○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	二六	二四三〇①
七五	○知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	三一	二四三二①
七六	○知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃

告 示

一四六〇	○道路の供用の開始		一	二四一九
一四六一	○道路の区域の変更		"	"
一四六二	○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		"	"
一四六三	○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		"	"
一四六四	○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		"	"
一四六五	○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		"	"
一四六六	○町の町の変更に係る変更		"	"
一四六七	○保安林予定森林の所在場所等		"	"
一四六八	○保安林予定森林の所在場所等		"	"
一四六九	○解除予定保安林の所在場所等		"	"
一四七〇	○解除予定保安林の所在場所等		"	"
一四七一	○開発行為に関する工事の完了	三	"	二四二〇
一四七二	○開発行為に関する工事の完了	"	"	"
一四七三	○開発行為に関する工事の完了	"	"	"
一四七四	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	"	"	"
一四七五	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	"	"	"
一四七六	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	"	"	"
一四七七	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	"	"	"
一四七八	○予防接種を行う医師	"	"	"
一四七九	○予防接種を行わなくなった医師	"	"	"
一四八〇	○都市計画事業の認可	"	"	"
一四八一	○道路の区域の変更	"	"	"
一四八二	○大規模小売店舗の新設の届出	"	"	"
一四八三	○計量器の定期検査の実施	"	"	"
一四八四	○福岡県特定鳥獣保護管理計画の策定等に関する公聴会の開催	"	"	"
一四八五	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	"	"	"

一四八六	○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示	三	一四二〇①
一四八七	○急傾斜地崩壊危険区域の指定	五	二四二一
一四八八	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一四八九	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一四九〇	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一四九一	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一四九二	○県営土地改良事業計画の変更決定	〃	〃
一四九三	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一四九四	○自衛官の募集	〃	〃
一四九五	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一四九六	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一四九七	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一四九八	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一四九九	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一五〇〇	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一五〇一	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一五〇二	○土地改良区の役員の就任及び退任	〃	〃
一五〇三	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五〇四	○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	〃	〃
一五〇五	○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	八	二四三二
一五〇六	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五〇七	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一五〇八	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一五〇九	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五一〇	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一五一一	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一五一一	○公共測量の終了	〃	〃
一五一二	○基本測量の実施	〃	〃
一五一三		〃	〃

一五二四	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	八	二四三二
一五二五	○道路の区域の変更	〃	〃
一五二六	○道路の供用の開始	〃	〃
一五二七	○道路の供用の開始	一〇	二四三三
一五二八	○道路の供用の開始	〃	〃
一五二九	○道路の区域の変更	〃	〃
一五三〇	○道路の区域の変更	〃	〃
一五三一	○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	〃	〃
一五三二	○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	〃	〃
一五三三	○道路の供用の開始	〃	〃
一五三四	○道路の供用の開始	〃	〃
一五三五	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	一二	二四三四
一五三六	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五三七	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五三八	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五三九	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五四〇	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五四一	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五四二	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一五三〇	○救急病院の認定	〃	〃
一五三一	○救急病院の認定	〃	〃
一五三二	○救急病院の認定	〃	〃
一五三三	○救急病院の認定	〃	〃
一五三四	○救急病院の認定	〃	〃
一五三五	○救急病院の認定	〃	〃
一五三六	○救急病院の認定	〃	〃
一五三七	○救急病院の認定	〃	〃
一五三八	○救急病院の認定	〃	〃
一五三九	○救急病院の認定	〃	〃
一五四〇	○救急病院の認定	〃	〃
一五四一	○救急病院の認定	〃	〃
一五四二	○救急病院の認定	〃	〃
一五三〇	○都市計画事業の認可	一五	二四三五
一五三一	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三二	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三三	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三四	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三五	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三六	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三七	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三八	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三九	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五四〇	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五四一	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五四二	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五三〇	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三一	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三二	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三三	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三四	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三五	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三六	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三七	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三八	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三九	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五四〇	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五四一	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五四二	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五三〇	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三一	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三二	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三三	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三四	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三五	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三六	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三七	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三八	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三九	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五四〇	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五四一	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五四二	○解除に係る保安林の所在場所等	〃	〃
一五三〇	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三一	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三二	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三三	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三四	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三五	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三六	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三七	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三八	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三九	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五四〇	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五四一	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五四二	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	〃	〃
一五三〇	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三一	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三二	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三三	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三四	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三五	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三六	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三七	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三八	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三九	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五四〇	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五四一	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五四二	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	〃	〃
一五三〇	○土地改良区の定款の変更の認可	一七	二四二六
一五三一	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三二	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三三	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三四	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三五	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三六	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三七	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三八	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五三九	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五四〇	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五四一	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
一五四二	○土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃

一五四三	○土地改良区の定款の変更の認可	一七	二四二六
一五四四	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五四五	○都市計画事業の認可	〃	〃
一五四六	○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	〃	〃
一五四七	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一五四八	○町の字の区域の変更	〃	〃
一五四九	○市の町及び字の区域の設定又は変更	〃	〃
一五五〇	○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
一五五一	○道路の区域の変更	〃	〃
一五五二	○道路の供用の開始	〃	〃
一五五三	○予防接種を行う医師	〃	〃
一五五四	○予防接種を行わなくなった医師	〃	〃
一五五五	○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五五六	○公共測量の実施	〃	〃
一五五七	○公共測量の終了	〃	〃
一五五八	○県営土地改良事業の換地計画	〃	〃
一五五九	○土地改良区の合併の認可	〃	〃
一五六〇	○特定非営利活動法人設立の認証申請	一九	二四二七
一五六一	○都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
一五六二	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五六三	○平成17年度一般会計補正予算	〃	〃
一五六四	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五六五	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一五六六	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の公表	〃	〃
一五六七	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五六八	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五六九	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五七〇	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五七一	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃

一五七二	○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一九	二四二七
一五七三	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七四	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七五	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七六	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七七	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七八	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五七九	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五八〇	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五八一	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五八二	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五八三	○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	〃	〃
一五八四	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一五八五	○町の字の区域の変更	〃	〃
一五八六	○町の字の区域及び名称の変更	〃	〃
一五八七	○道路の区域の変更	〃	〃
一五八七の二	○家畜伝染病の発生	〃	〃
一五八八	○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	二二	二四二八
一五八九	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一五九〇	○道路の区域の変更	〃	〃
一五九一	○道路の区域の変更	〃	〃
一五九二	○生活保護法に基づく医療機関の指定	〃	〃
一五九三	○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃	〃
一五九四	○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	〃	〃
一五九五	○生活保護法に基づく施術者の指定	〃	〃
一五九六	○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	〃	〃
一五九七	○生活保護法に基づく介護機関の指定	〃	〃
一五九八	○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	〃	〃
一五九九	○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃	〃

一六〇〇	○県営土地改良事業の換地処分	二二	二四二八
一六〇〇の二	○家畜伝染病の発生	〃	〃
一六〇一	○開発行為に関する工事の完了	二四	二四二九
一六〇二	○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	〃	〃
一六〇三	○道路の区域の変更	〃	〃
一六〇四	○土地改良事業の認可申請の適否決定	〃	〃
一六〇五	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一六〇六	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一六〇七	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一六〇八	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一六〇九	○土地改良区の役員の就任	〃	〃
一六一〇	○土地改良区の役員の退任	〃	〃
一六一一	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一六一二	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃
一六一三	○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	二六	二四三〇
一六一四	○村の字の廃止	〃	〃
一六一五	○予防接種を行う医師	〃	〃
一六一六	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六一七	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六一八	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六一九	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六二〇	○介護保険法に基づき居宅サービス事業者の指定	〃	〃
一六二一	○介護保険法に基づき指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更並びに廃止	〃	〃
一六二二	○介護保険法に基づき居宅介護支援事業者の指定	〃	〃
一六二三	○介護保険法に基づき指定居宅介護支援事業者の事業所の名称及び所在地の変更並びに廃止	〃	〃
一六二四	○介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の指定の辞退	二九	二四三一
一六二五	○大規模小売店舗の新設の届出	〃	〃

一六二六	○国土調査の成果の認証	二九	一四三二
一六二七	○道路の区域の変更	〃	〃
一六二八	○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	〃	〃
一六二九	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一六三〇	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一六三一	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三二	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三三	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三四	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三五	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三六	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三七	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三八	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六三九	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四〇	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四一	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四二	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四三	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四四	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四五	○廃川敷地等の発生	〃	〃
一六四六	○宅地建物取引業者の免許の取消し	三一	一四三二
一六四七	○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	〃	〃
一六四八	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六四九	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六五〇	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	〃	〃
一六五一	○特定非営利活動法人設立の認証申請	〃	〃
一六五二	○都市計画事業の施行	〃	〃
一六五三	○種畜証明書の交付	〃	〃
一六五四	○開発行為に関する工事の完了	〃	〃

一六五五 ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知
 一六五六 ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知

公 告

○廃棄物情報管理・提供システム開発業務の委託に係る提案の募集
 ○社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成16年度経営状況の公表
 ○落札者等の公示
 ○平成17年度砂利採取業務主任者試験の実施
 ○都市計画の案に係る公聴会の開催
 ○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦
 ○一般競争入札の実施
 ○一般競争入札の実施
 ○一般競争入札の実施
 ○一般競争入札の実施
 ○競争入札の参加者の資格等
 ○一般競争入札の実施
 ○福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集
 ○福岡県立四王寺県民の森の指定管理者の募集
 ○福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者の募集
 ○福岡県緑化センターの指定管理者の募集
 ○福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の募集
 ○大濠公園能楽堂の指定管理者の募集
 ○県営住宅の指定管理者の募集
 ○福岡県営都市公園の指定管理者の募集
 ○競争入札の参加者の資格等
 ○一般競争入札の実施
 ○福岡県都市計画審議会の開催
 ○財団法人都道府県会館の平成16年度経営状況の公表
 ○落札者等の公示

三一 二四三二

三 二四二〇

五 二四二一

八 二四三二

一〇 二四三三

〃 〃

一二 二四二四

一二 二四二四①

〃 〃

〃 〃

〃 〃

一五 二四二五

〃 〃

一九 二四二七

二三 二四二八

<p>告示 第九四号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第九三号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第九二号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第九一号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙における選挙長事務を取り扱う場所</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第九〇号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八九号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙の執行</p>	<p>二六</p>	<p>二四三〇③</p>
<p>告示 第八八号</p>	<p>○衆議院小選挙区選出議員選挙の執行に係る選挙人名簿の登録</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八七号</p>	<p>○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数</p>	<p>二六</p>	<p>二四三〇②</p>
<p>告示 第八六号</p>	<p>○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正</p>	<p>一九</p>	<p>二四二七①</p>
<p>告示 第八五号</p>	<p>○政治団体の平成15年分収支報告書の要旨の一部訂正</p>	<p>八</p>	<p>二四二二</p>
<p>告示 第八四号</p>	<p>○資金管理団体の指定の取消等の届出</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八三号</p>	<p>○資金管理団体の異動の届出</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八二号</p>	<p>○資金管理団体の指定届</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八一号</p>	<p>○政治団体の解散届</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第八〇号</p>	<p>○政治団体の届出事項の異動届</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>告示 第七九号</p>	<p>○政治団体の設立届</p>	<p>三</p>	<p>二四二〇</p>

選挙管理委員会

教育委員会

- 一般競争入札の実施 二四 二四二九
- 平成17年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 二九 二四三一

- 福岡県青少年科学館の指定管理者の募集 一二 二四二四①
- 福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者の募集 〃 〃
- 福岡県馬術競技場の指定管理者の募集 〃 〃
- 福岡県立総合プールの指定管理者の募集 〃 〃
- 福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集 〃 〃

<p>告示 第九五号 告示 第九六号</p>	<p>○福岡県議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同について ○衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及び同職務代理者の選任</p>	<p>二六 二四三〇③ 三〇 号外①</p>
<p>告示 第九七号 告示 第九八号</p>	<p>○衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及び同職務代理者の選任 ○衆議院議員総選挙における福岡県の各選挙長事務及び福岡県選挙分会長事務を取り扱う場所</p>	<p>〃 〃 〃 〃</p>
<p>告示 第九九号</p>	<p>○衆議院小選挙区選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日</p>	<p>〃 〃</p>
<p>告示 第一〇〇号</p>	<p>○衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時</p>	<p>〃 〃</p>
<p>告示 第一〇一号 告示 第一〇二号</p>	<p>○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 ○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時</p>	<p>〃 〃 〃 〃</p>
<p>告示 第一〇三号</p>	<p>○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時</p>	<p>〃 〃</p>
<p>告示 第一〇四号 告示 第一〇五号</p>	<p>○衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時 ○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者において録音し録画した物等を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序</p>	<p>〃 〃 〃 〃</p>
<p>告示 第一〇六号 告示 第一〇七号 告示 第一〇八号 告示 第一〇九号</p>	<p>○最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会長及び同職務代理者の選任 ○最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会を開催すべき場所及び日時 ○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序 ○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における繰上投票を行う地域及び期日</p>	<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>告示 第一一〇号</p>	<p>選挙長 ○福岡県議会議員補欠選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあったものが10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所</p>	<p>二六 二四三〇③</p>

告示 第二号 及び日時 二六 一四三〇③
 ○福岡県議会議員補欠選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第三号 二六 二四三〇④
 ○福岡県議会議員補欠選挙における候補者の届出

告示 第一号 三〇 号外①
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号 〃 〃
 ○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのおくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

三〇 号外①

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第一号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

三〇 号外①

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 二 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時

〃 〃

告示 第 三 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出

三〇 号外②

告示 第 三 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出

〃 〃

告示 第 三 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出

〃 〃

告示 第 三 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出

〃 〃

告示 第 三 号

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出

〃 〃

告示 第三号	○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出	三〇	号外②
告示 第三号	○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出	〃	〃
告示 第三号	○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出	〃	〃
告示 第三号	○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出	〃	〃
告示 第三号	○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出	〃	〃
告示 第一号	○衆議院比例代表選出議員選挙において福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時	三〇	号外①
公表 第八号	○監査結果の報告に係る措置の公表	三	二四二〇
公安委員会			
規則 第一〇号	○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	一	二四一九
告示 第二六五号	○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正	八	二四二二
告示 第一七〇号	○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	一五	二四二五
告示 第一七二号	○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	〃	〃
告示 第一七七号	○機械警備業務管理者講習の実施	二二	二四二八
規則 第一二二号	○福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	三一	二四三二
警察本部			
告示 第四三三号	○福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示	三一	二四三二
収用委員会			
告示 第三号	○土地収用法第66条第3項の規定に基づく裁決の送達	一〇	二四三三
告示 第四号	○土地収用法第66条第3項の規定に基づく裁決の送達	〃	〃

雑報

福岡北九州
高速道路公社
公告第二号

○福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果

一 二四一九

○平成16年度福岡県市町村職員共済組合の決算の報告

五 二四二一

正誤

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年4月福岡県告示第826号)

一九 二四二七

中正誤

○道路の区域の決定(平成十二年五月福岡県告示第八百四十号)

二二 二四二八

○目次(平成17年5月6日福岡県公報第2383号)

二四 二四二九

○再掲(平成17年5月6日福岡県公報第2383号)

〃 〃

○目次(平成17年7月1日福岡県公報第2407号)

〃 〃

中正誤

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印 刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式會社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)